

静岡県告示第129号

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第50号の2）の一部を次のように改正する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p><b>第3</b> 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助率（額）</p> <p>(1)に掲げる経費の2分の1以内（経営費のうち電気代が15パーセントを<u>超える</u>取組実施者にあつては、10分の7以内）とし、取組実施者が行う補助事業1件当たり500万円を限度とする。</p> <p><b>第7</b> 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して15日を経過した日（第5(1)エにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和6年9月30日</u>のいずれか早い日まで</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分及び<u>令和5年度分</u>の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>第3</b> 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助率（額）</p> <p>(1)に掲げる経費の2分の1以内（経営費のうち電気代が15パーセント<u>以上を占める</u>取組実施者にあつては、10分の7以内）とし、取組実施者が行う補助事業1件当たり500万円を限度とする。</p> <p><b>第7</b> 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して15日を経過した日（第5(1)エにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和7年9月30日</u>のいずれか早い日まで</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度から<u>令和6年度</u>までの分の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。